

令和7年度「発達支援室 発達支援専門員（心理士）」採用試験受験案内

問い合わせ：鎌倉市発達支援室
住所：〒248-0012 鎌倉市御成町 20-21
電話：0467-23-5130

この採用試験は、鎌倉市発達支援室で従事する発達支援専門員(心理士)を採用するために行うものです。

1 採用予定人数および職務の内容・報酬

- (1) 採用予定人数
心理士 若干名（週3日以内）
- (2) 応募資格
公認心理士、臨床心理士、臨床発達心理士のうちいずれかの資格を有する者（幼児・児童の実務経験）
- (3) 職務の内容
こどもの発達支援業務（相談、発達検査、グループ指導、巡回相談、関係機関との調整等）
- (4) 勤務日数及び勤務時間
心理士 週3日 午前8時30分から午後5時15分までの間で6時間30分（実働）
- (5) 報酬
心理士 日額19,000円（交通費別途支給）
- (6) 勤務場所
鎌倉市福祉センター(鎌倉市御成町 20-21)

2 応募手続き

- (1) 申し込み方法
受験者本人が「発達支援専門員 採用試験申込書」に必要事項を記入し、鎌倉市発達支援室へ提出してください。（郵送可）
- (2) 受付期間及び場所
ア 受付期間：随時受付します。但し、採用予定人数に到着次第、募集を締め切ります。
イ 場 所：鎌倉市福祉センター「発達支援室」（鎌倉市御成町 20-21）

3 試験日程及び会場

- (1) 日時
申込受付後、原則平日の9時から17時までの間で受験者と日時を調整の上、面接試験を実施します。
- (2) 会場
鎌倉市福祉センター
- (3) 採用試験の方法
書類審査及び面接
- (4) 試験の結果通知
試験結果は、郵送で通知します。
- (5) その他

試験当日に、「免許証の写し」または「資格の写し」を提出してください。

4 任期

令和8年(2026年)4月1日以降の任用の日から令和9年(2027年)3月31日まで
(5年間を限度に再度任用の制度があります。)

5 合格から採用まで

- (1) 合格者は、発達支援専門員(会計年度任用職員)採用予定候補者名簿に成績順に登載され、原則として令和8年(2026年)4月1日以降に順次採用します。
- (2) 採用予定候補者名簿登載の有効期限は、令和9年(2027年)3月31日までです。
- (3) 合格者が採用予定人数を超えた場合は、名簿登載有効期限内に新たな任用の必要が生じた際に、名簿登載者の上位から採用します(必ず採用があるとは限りません)。
- (4) 受験資格がないこと又は申込書に記載した内容に虚偽があることが判明した場合、合格又は採用を取り消すことがあります。

6 注意事項

受験の際、提出いただいた書類はお返しいたしません。

[採用試験申込書記入説明書]

1 記入上の注意

- (1) 記入はすべて自筆で黒か青インクのボールペン書きとし、受験番号と受付印以外は全て記入してください。
- (2) 文字はカイ書、数字は算用数字で記入してください。
- (3) 記載事項に不正があると、採用を取り消されることがあります。

2 住所欄は、現在住んでいる所を記入してください。

3 連絡先は、上記住所以外を連絡先にしたい方だけ記入してください。

また、下段の緊急連絡先は携帯電話番号等、必ず受験者本人に連絡できる内容を記入してください。

4 学歴欄

- (1) 在学期間は、中学校は卒業年月、高校以上は入学年月と卒業年月を記入してください。
- (2) 高校以上の区分の欄には、「卒業」・「転校」・「転部」・「中退」等を記入してください。
- (3) 学校名・学部科名は正確に記入してください。

5 職歴欄

- (1) 職歴の古い順に記入してください。
- (2) 非常勤職(アルバイト含む)の場合は、日数も記入してください。(週〇日など)

6 免許・資格の欄は、取得見込みのものも含めて記入してください。(運転免許など)

記入は名称及び取得年月日(または取得見込み年月日)や取得機関も必ず記入してください。

試験に関する問い合わせ先

鎌倉市こどもみらい部 発達支援室

電話 0467-23-5130